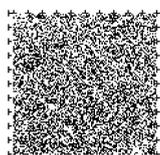


# 1 1 住宅関連・災害対策など

## 1 1 - 1 居宅生活動作補助用具の支給（日常生活用具）

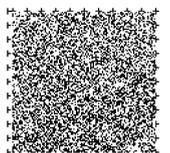


<p>内 容</p>	<p>在宅の障がい者の方に、日常生活用具の一環として、障がい者の居宅での移動等を円滑にするための用具（障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修（下記支給内容参照）が伴うもの）を支給します。</p> <p>※用具の支給は1回限りとなります。</p> <p>※必ず施工前に申請し、決定を受けてください。施工は決定を受けてからになります。施工後の申請はできません。</p>
<p>対 象 者</p>	<p>○下肢または体幹機能に障がいがある方で、障がい等級（個別等級）が1級から3級までの学齢児童以上の方</p> <p>○乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいのある方で、障がい等級が1級から3級までの学齢児童以上の方</p> <p>○特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢障がい1級、2級の学齢児以上の方</p> <p>○下肢または体幹機能に障がいがある方で、難病の方</p> <p>※介護保険の対象となる方は、介護保険の住宅改修費の支給が優先となりますので利用できません。</p>
<p>支給できる内容</p>	<p>(1) 手すりの取付け</p> <p>(2) 段差の解消</p> <p>(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更</p> <p>(4) 引き戸等への扉の変更</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>(6) その他（市長が必要と認める住宅改修）</p>
<p>費 用</p>	<p>支給限度額（基準額）20万円 原則1割自己負担</p>
<p>必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・見積り</li> <li>・改修箇所が確認できる平面図</li> <li>・施行前の写真</li> </ul> <p>※難病等の方はお問い合わせください。</p>
<p>窓 口</p>	<p>障がい者支援課（福祉グループ）</p>



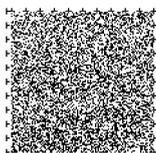
## 1 1 - 2 住宅改修費の支給（介護保険制度）

内 容	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用（20万円が限度）の9割、8割または7割を支給します。
対 象 者	介護保険の要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方
助成内容	下記の住宅改修に要する費用 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他上記(1)～(5)に付帯して必要となる住宅改修
申請手続きの流れ	下記のとおり、介護保険住宅改修費の支給を受けるためには、 <u>必ず施工前の申請が必要となります</u> のでご注意ください。 (1) 住宅改修について、介護保険課・ケアマネジャー等に相談 (2) 事前申請書類の提出 【必要な書類】 ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ② 住宅改修が必要な理由書（※ケアマネジャーが作成） ③ 工事内訳書（見積書 ※指定様式以外でも可） ④ 見取り図 ⑤ 改修前の写真（日付入り） ⑥ 住宅所有者の承諾書（所有者が本人の場合は不要） ⑦ 住宅改修申請に係る承諾書（介護認定申請中、入院・入所中に必要な書類） (3) 施工・完成 (4) 完了報告書類の提出 【必要な書類】 ① 住宅改修完了報告書 ② 領収書原本（対象者名義、日付入り） ※原本を返却する場合はコピーも必要 ③ 改修後の写真（日付入り） ④ 住宅改修費等に係る請求書兼委任状
申請窓口	介護保険課 TEL 047-712-8541



1 1 - 3 住宅改修の助成 

<p>内 容</p>	<p>高齢者及び重度障がい者の身体状況に対応した住宅設備の整備に要する費用に対し、助成金を交付します。                  ※1つの住宅につき1回を限度とします                  ※改修前に事前申請が必要となります</p>
<p>対 象 者</p>	<p>改修する住宅に住んでいるすべての方が市民税非課税で、以下の要件のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者手帳所持者で、下肢機能障がい、体幹機能障がいまたは移動機能障がいの程度が1級から3級までの方のうち、居宅生活動作補助用具の支給（日常生活用具）(p.53)の上限を超える方。</li> <li>2. 65歳以上の方で、要介護認定で要支援1・2、要介護1～5と認定された方のうち、住宅改修費の支給（介護保険制度）(p.54)の上限を超える方</li> </ol>
<p>助成内容</p>	<p>下記の住宅設備の整備に要する費用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 手すりの取り付け</li> <li>(2) 段差の解消</li> <li>(3) 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更</li> <li>(4) 引き戸等への扉の取替え</li> <li>(5) 洋式便器等への便器の取替え</li> <li>(6) その他上記(1)～(5)に付帯して必要となる住宅改修</li> </ol>
<p>助 成 額</p>	<p>限度額20万円（ただし、介護保険住宅改修費支給限度額、または市川市地域生活支援事業実施規則の居宅生活動作補助用具の上限を超える整備費用が対象）</p>
<p>必要なもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①助成金交付申請書</li> <li>②整備する住宅に居住するすべての方の氏名等</li> <li>③居住するすべての方の所得を証明する書類                  （公簿等により所得の確認を承諾する書類を提出したときは不要）</li> <li>④住宅所有者の承諾書（所有者が本人の場合は不要）</li> <li>⑤介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書                  ※居宅生活動作補助用具の支給を利用の場合はその申請書</li> <li>⑥住宅改修が必要な理由書（※ケアマネジャーが作成）</li> <li>⑦工事内訳書（見積書 ※指定様式以外でも可）</li> <li>⑧見取り図</li> <li>⑨改修前の写真（カラー・撮影日付入り） ※⑤～⑨はコピー可</li> <li>⑩身体障害者手帳 ※介護保険制度を利用の場合は不要</li> </ol>
<p>窓 口</p>	<p>地域包括支援課 TEL 047-712-8556</p>



### 1 1 - 4 障害者グループホーム等支援事業 身 知 精 難

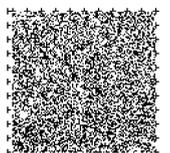
内 容	<p>障害者グループホーム等支援事業とは、千葉県が保健所の圏域ごとに支援ワーカーを配置し、グループホーム等に関するさまざまな相談にのり、支援を行う事業です。</p> <p>市川市では社会福祉法人一路会が千葉県より事業委託を受けて、地域生活支援センターCan（サテライト事務所）において事業を実施しています。</p>
対 象 者	グループホーム事業所・開設希望者・各種支援機関・当事者 等
窓 口	<p>地域生活支援センターCan（サテライト事務所）グループホーム等支援事業</p> <p>TEL 047-300-9500</p> <p>FAX 047-300-9509</p>

### 1 1 - 5 公営住宅などへの入居優遇制度 身 知 精

内 容	<p>市営住宅・県営住宅などへの入居について障害者手帳所持者に対して配慮が加えられます。</p> <p>市営住宅への申込みについて市川市は抽選ではなく、入居希望される方をあらかじめ住宅に困窮している度合の高い順に登録し、空家発生の都度、登録順位に従って紹介を行っています。登録受付は年に1回、毎年6月頃に行っています。詳細については5月頃に『広報いちかわ』や市営住宅課ホームページでお知らせします。</p> <p>また、県営住宅空き家入居募集は4月、7月、10月、1月の4回あり、各月の1～15日の間に受付けています。</p> <p>《手続き等詳細は窓口にお問合せください》</p>
窓 口	<p>市営住宅課 TEL 047-383-9594（直通） FAX 047-383-9641</p> <p>千葉県住宅供給公社 TEL 043-222-9200</p>

### 1 1 - 6 生活福祉資金の貸付 身 知 精

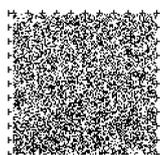
内 容	<p>資金の貸付と相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進及び在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするための制度です。</p> <p>返済の目処が立つことが必要で、借り入れ理由や世帯の状況によって条件等が異なります。</p> <p>まずは市川市社会福祉協議会までご相談ください。</p>
窓 口	市川市社会福祉協議会 TEL 047-711-1413



1 1 - 7 避難行動要支援者名簿登録制度



<p>内 容</p>	<p>市では、災害の発生、又はその恐れがある場合に自ら避難することが困難な方などの情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」の作成を進めています。この名簿は平常時の見守りなどの活動を通し、災害時の避難支援などに役立てることを目的としています。なお、名簿として避難支援等関係者に情報を提供するにはご本人の同意が必要となります。</p>
<p>登録できる方</p>	<p>生活の基盤が市川市内の自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方（該当者のうち、施設入所および長期入院している方は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①要介護認定3～5の方</li> <li>②身体障害者手帳を所持している方</li> <li>③療育手帳を所持している方</li> <li>④精神障害者保健福祉手帳を所持している方</li> <li>⑤市の障害福祉サービスを受けている方</li> <li>⑥市川市難病患者等福祉手当を受給している方</li> <li>⑦その他、名簿への登載を希望している方</li> </ul> <p>↳①から⑥に該当しないが、相応の支援を必要とすることから登載を希望する方</p>
<p>名簿の活用方法</p>	<p>○この名簿は、行政機関内で共有するとともに、避難支援等関係者（①市と覚書を交わした自治（町）会、②民生委員・児童委員）に提供します。</p> <p>○提供することで、平常時においては日ごろの生活を通じて、お互いの顔を知っておくなど、必要な情報を事前に共有し、地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを促進します。</p> <p><u>※災害の種類や規模、被災状況によっては支援を受けられない場合もあることをご了承ください。</u></p> <p><u>※災害への備えは、自助が前提となります。備蓄品や情報取得手段の確保、地域とのつながりを持つなどの意識が大切です。</u></p> <p><u>※避難支援等関係者は、自身の安全と家族の安全を確保したのちに、できる範囲での支援を行い、責任を伴うものではないことをご了承ください。</u></p>
<p>登録方法</p>	<p>「市川市避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供同意書」に必要事項を記載し、市へ提出してください。</p>
<p>窓 口</p>	<p>地域共生課 TEL047-712-8518</p>



## 1 1 - 8 家具転倒防止器具等取付費補助金

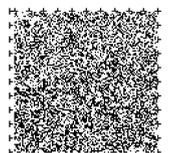


内 容	高齢者や障がい者の居宅の安全を図るため、家具の転倒防止器具費用と取り付け費用を助成します。 ※ 申請前に必ず地域包括支援課へご相談ください。
対 象 者	① 65歳以上の高齢者のみで構成された市民税非課税世帯 ② 身体障害者手帳（1～2級）・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者のみで構成された市民税非課税世帯 ③ 上記①、②の対象者で構成された世帯 ※ 18歳以下の市民税非課税者が含まれる場合も対象となります。 ※ 取り付け費用（1万円以内）を市が事業者に支払う制度もあります。
助 成 額	上限10,000円 （転居や建て替えをした場合を除き、1世帯1回限り）
窓 口	地域包括支援課 TEL047-712-8556

## 1 1 - 9 障がい者グループホーム等入居者家賃助成金



内 容	グループホームに入居している障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。
対 象 者	グループホームに入居している障がい者で、市町村民税が非課税世帯の方。 ※ 市川市で支給決定をした方で、特定障害者特別給付費を受給している方が対象となります。 ※ 生活保護を受給している方は対象とはなりません。
助 成 月 額	共益費等を除いた1ヵ月分の家賃額から、特定障害者特別給付費の額を除いた額の1/2の額（上限25,000円）。  ※特定障害者特別給付費 障害福祉サービスのグループホームに係る支給決定を受けている障がい者（当該障がい者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税非課税の場合）に対して、家賃分として月額10,000円支給されるもの（月額10,000円未満の場合は家賃相当額）。
窓 口	障がい者支援課（管理グループ） ※ 申請方法などの詳細については、市公式Webサイトをご覧ください。 <a href="http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel05/0000452362.html">http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel05/0000452362.html</a>



**1 1 - 1 0 非常用発電機等の購入費用の一部補助** 

内 容	災害時等の停電時においても日常生活を支障なく営むことができるよう、非常用発電機等の購入費用の一部を補助します。
対 象 者	在宅で日常的に人工呼吸器を使用している方。 ※これまでに当該補助金の交付を受けたことがない方に限ります。
補 助 額	・ 正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、カーインバーター（DC/ACインバーター）の購入金額の1/2 （上限70,000円） ※補助をする機種について条件があります。 ※送料は対象外となります。
必要なもの	・ 交付申請書兼実績報告書兼請求書 ※市公式Webサイトからダウンロードできます。 ・ 領収書原本 ・ 人工呼吸器を日常的に使用していることを証するもの
窓 口	保健医療課 TEL 047-712-8641

